第10号議案

亀岡市一般職員の給与に関する条例の 一部を改正する条例の制定について

亀岡市一般職員の給与に関する条例(昭和30年亀岡市条例第25号)の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成28年12月5日提出

亀岡市長 桂川 孝裕

亀岡市一般職員の給与に関する条例の 一部を改正する条例

第1条 亀岡市一般職員の給与に関する条例(昭和30年亀岡市条 例第25号)の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第 1号中「100分の80」を「100分の90」に、「100分 の100」を「100分の110」に改め、同項第2号中 「100分の37.5」を「100分の42.5」に、「100 分の47.5」を「100分の52.5」に改める。

附則第8項中「100分の1.2」を「100分の1.35」に、「100分の1.5」を「100分の1.65」に、「100分の80」を「100分の90」に、「100分の100」を「100分の110」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

行 政 職 給 料 表

			11 以	4成 小口	17 13	ı	1	1
職員の区分	職務の級	1級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以	1	円 141, 600	円 191, 700	円 227, 900	円 261, 100	円 287, 100	円 317, 700	円 361,800
外の職	2	142, 700	193, 500	229, 500	263, 000	289, 300	319, 900	364, 400
員	3	143, 900	195, 300	231, 000	264, 800	291,600	322, 200	366, 900
	4	145, 000	197, 100	232, 600	266, 900	293, 700	324, 400	369, 500
	5	146, 100	198, 700	234, 100	268, 700	295, 700	326, 600	371, 500
	6	147, 200	200, 500	235, 800	270,600	298, 000	328, 600	374, 000
	7	148, 300	202, 300	237, 300	272, 500	300, 300	330, 800	376, 300
	8	149, 400	204, 100	238, 900	274, 600	302, 500	333,000	378, 800
	9	150, 500	205, 800	240, 300	276, 700	304, 600	335, 100	381, 300
	10	151, 900	207, 600	241, 800	278, 700	306, 900	337, 300	384, 000
	11	153, 200	209, 400	243, 400	280, 800	309, 100	339, 400	386, 600
	12	154, 500	211, 200	244, 800	282, 800	311, 400	341,600	389, 300
	13	155, 800	212, 600	246, 300	284, 800	313, 500	343, 500	391, 700
	14	157, 300	214, 400	247, 800	286, 900	315, 600	345, 500	394, 000
	15	158, 800	216, 100	249, 100	288, 900	317, 800	347,600	396, 200
	16	160, 400	217, 900	250, 500	290, 900	319, 900	349, 600	398, 600
	17	161, 700	219,600	252,000	292, 900	322,000	351, 400	400, 400
	18	163, 200	221, 300	253, 700	294, 900	324, 000	353, 400	402, 400
	19	164, 700	222, 900	255, 400	297, 000	326, 100	355, 200	404, 300
	20	166, 200	224, 500	257, 200	299,000	328, 100	357, 100	406, 100
	21	167, 600	226,000	258, 800	301,000	330,000	359, 100	408,000
	22	170, 300	227, 700	260,600	303, 100	332, 100	361,000	409, 800
	23	172, 900	229, 300	262, 300	305, 100	334, 100	363,000	411,600
	24	175, 500	230, 900	264, 000	307, 200	336, 200	364, 900	413, 500
	25	178, 200	232, 200	266, 000	309,000	337, 700	366, 900	415, 300
	26	179, 900	233, 700	267, 900	311, 100	339, 600	368, 800	416, 800
	27	181, 600	235, 100	269, 700	313, 200	341, 500	370,800	418, 300
	28	183, 300	236, 400	271, 500	315, 200	343, 400	372,800	419, 900
	29	184, 800	237, 700	273, 200	317, 100	345, 100	374, 300	421, 500

30	186, 600	238, 900	275, 100	319, 100	347, 000	376, 100	422, 800
31	188, 400	239, 900	277, 000	321, 200	348, 900	377, 900	424, 100
32	190, 100	241, 100	278, 700	323, 300	350, 700	379, 500	425, 300
33	191, 700	242, 400	280, 400	324, 700	352, 600	381, 300	426, 500
34	193, 200	243, 600	282, 300	326, 700	354, 400	382, 700	427, 800
35	194, 700	244, 800	284, 100	328, 600	356, 200	384, 200	429, 100
36	196, 200	246, 100	286,000	330, 700	357, 900	385, 800	430, 300
37	197, 500	247, 000	287, 600	332,600	359, 300	387, 200	431, 500
38	198, 800	248, 400	289, 300	334, 500	360, 600	388, 400	432, 300
39	200, 100	249, 800	291, 100	336, 500	362, 000	389, 600	433, 100
40	201, 400	251, 300	292, 900	338, 400	363, 400	390, 700	433, 900
41	202, 700	252, 700	294, 600	340, 300	364, 700	391, 800	434, 500
42	204, 000	254, 100	296, 300	342, 200	365, 600	393, 000	435, 200
43	205, 300	255, 500	297, 900	344, 000	366, 700	394, 200	435, 900
44	206, 600	256, 800	299, 500	345, 900	367, 800	395, 300	436, 600
45	207, 800	258, 000	301, 200	347, 400	368, 600	396, 000	437, 400
46	209, 100	259, 300	302, 900	348, 800	369, 500	396, 700	438, 200
47	210, 400	260, 700	304, 500	350, 300	370, 400	397, 400	438, 600
48	211, 700	262, 000	306, 200	351, 800	371, 300	398, 100	439, 300
49	212, 800	263, 300	307, 300	353, 400	372, 200	398, 700	439, 800
50	213, 900	264, 400	308, 800	354, 200	373, 000	399, 300	440, 200
51	214, 900	265, 700	310, 300	355, 400	373, 800	399, 800	440,600
52	216, 000	267, 000	311, 900	356, 400	374, 600	400, 200	441,000
53	217, 100	268, 000	313, 500	357, 300	375, 300	400,600	441, 400
54	218, 100	269, 100	315, 100	358, 400	376, 000	400, 900	441,800
55	219, 000	270, 400	316, 700	359, 300	376, 700	401, 200	442, 200
56	220, 000	271, 700	318, 200	360, 400	377, 400	401, 500	442, 500
57	220, 600	272, 800	319, 700	361, 300	377, 900	401, 800	442, 800
58	221, 500	273, 800	320, 900	362,000	378, 500	402, 100	443, 200
59	222, 300	274, 800	322, 100	362, 700	379, 100	402, 400	443, 500
60	223, 200	275, 900	323, 300	363, 400	379, 800	402, 700	443, 800
61	223, 900	277, 100	324, 000	363, 800	380, 200	403,000	444, 100
62	224, 900	278, 100	324, 900	364, 400	380, 900	403, 300	444, 500
63	225, 700	279, 000	325, 700	365, 100	381, 500	403, 600	444, 800
							l

64	226, 600	280, 000	326, 500	365, 800	382, 100	403, 900	445, 100
65	227, 300	280, 700	327, 400	366, 100	382, 500	404, 200	445, 400
66	228, 100	281, 600	327, 800	366, 800	383, 100	404, 500	
67	229, 000	282, 300	328, 500	367, 500	383, 700	404, 800	
68	230, 100	283, 200	329, 300	368, 200	384, 300	405, 100	
69	230, 800	284, 200	330, 100	368, 500	384, 700	405, 300	
70	231, 500	285, 000	330, 800	369, 100	385, 200	405, 600	
71	232, 100	285, 800	331, 500	369, 800	385, 700	405, 900	
72	232, 900	286, 600	332, 200	370, 400	386, 300	406, 200	
73	233, 700	287, 400	332, 700	370, 700	386, 600	406, 400	
74	234, 400	287, 900	333, 300	371, 300	387, 000	406, 700	
75	235, 100	288, 300	333, 800	372,000	387, 400	407, 000	
76	235, 700	288, 800	334, 400	372,600	387, 800	407, 200	
77	236, 400	288, 900	334, 700	373, 000	388, 100	407, 400	
78	237, 200	289, 300	335, 200	373, 500	388, 400	407, 700	
79	238, 000	289, 500	335, 600	374, 100	388, 700	408, 000	
80	238, 700	289, 900	336, 100	374, 600	389, 000	408, 200	
81	239, 400	290, 100	336, 500	375, 100	389, 200	408, 400	
82	240, 100	290, 300	337, 000	375, 700	389, 500	408, 700	
83	240, 800	290, 700	337, 500	376, 200	389, 800	409,000	
84	241, 500	291,000	338, 000	376, 500	390, 000	409, 200	
85	242, 100	291, 300	338, 300	376, 900	390, 200	409, 400	
86	242, 800	291,600	338, 700	377, 400	390, 500	409, 700	
87	243, 500	291, 900	339, 200	377, 800	390, 800	410,000	
88	244, 200	292, 300	339, 600	378, 200	391, 000	410, 200	
89	244, 900	292, 600	339, 900	378, 600	391, 200	410, 400	
90	245, 400	293, 000	340, 300	379, 100	391, 500	410, 700	
91	245, 800	293, 300	340, 800	379, 500	391, 800	411,000	
92	246, 300	293, 700	341, 200	379, 900	392, 000	411, 200	
93	246, 600	293, 800	341, 400	380, 200	392, 200	411, 400	
94		294, 000	341, 800	380, 700	392, 500		
95		294, 400	342, 300	381, 100	392, 800		
96		294, 800	342, 700	381, 500	393, 000		
97		295, 000	342, 800	381,800	393, 200		

	98		295, 300	343, 300	382, 300	393, 500		
	99		295, 700	343, 700	382, 700	393, 800		
	100		296, 100	344, 000	383, 100	394, 000		
	101		296, 300	344, 300	383, 400	394, 200		
	102		296, 600	344, 700	383, 900			
	103		297, 000	345, 100	384, 300			
	104		297, 300	345, 500	384, 700			
	105		297, 500	346, 000	385, 000			
	106		297, 800	346, 400	385, 500			
	107		298, 200	346, 800	385, 900			
	108		298, 500	347, 200	386, 300			
	109		298, 700	347, 700	386, 600			
	110		299, 100	348, 100	387, 100			
	111		299, 500	348, 400	387, 500			
	112		299, 800	348, 700	387, 900			
	113		299, 900	349, 200	388, 200			
	114		300, 200					
	115		300, 500					
	116		300, 900					
	117		301, 100					
	118		301, 300					
	119		301,600					
	120		301, 900					
	121		302, 300					
	122		302, 500					
	123		302, 800					
	124		303, 100					
	125		303, 400					
再任用 職 員		186, 900	214, 400	254, 400	273, 800	288, 900	314, 300	356, 000

第2条 亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部を次のように改 正する。

第10条第2項中「前項の扶養親族とは」を「扶養手当の支給については」に、「いう」を「扶養親族とする」に改め、同項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第10条第4項を次のように改める。

4 扶養手当の月額は、第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。

第11条第1項中「いずれかに該当する」を「いずれかに掲げ る」に改め、「(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又 は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員 に配偶者がないときは、その旨を含む。)」を削り、同項中「扶 養親族としての」を「扶養親族たる」に改め、同項第2号中「前 条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項 第3号若しくは第5号」に改め、同項第3号及び第4号を削り、 同条第2項中「、扶養親族」を「、職員に扶養親族で同項の規定 による届出に係るもの」に改め、「ない」の次に「場合において その」を加え、「前項第1号」を「同項第1号」に、「生じた場 合においては、」を「生じたときは」に改め、同条第3項中「こ れを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場 合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届 出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶 養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲 げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定に よる届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定 期間にある子となった」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号」を「第1号」に改め、「(扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事 実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第21条第2項第1号中「100分の90」を「100分の85」に、「100分の110」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の40」に、「100分の52.5」を「100分の50」に改める。

附則第8項中「100分の1.35」を「100分の 1.275」に、「100分の1.65」を「100分の 1.575」に、「100分の90」を「100分の85」に、 「100分の110」を「100分の105」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成28年12月1日から

適用する。ただし、第2条及び附則第4項の規定は、平成29年 4月1日から施行する。

2 第1条の規定(亀岡市一般職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第21条第2項及び附則第8項の改正規定を除く。次項において同じ。)による改正後の給与条例(次項において「第1条改正後給与条例」という。)の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条改正後給与条例の規定を適用する場合においては、第1 条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給 与は、第1条改正後給与条例の規定による給与の内払とみなす。 (平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)
- 4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第 2条の規定による改正後の給与条例第10条第4項及び第11条 の規定の適用については、同項中「第2項第1号及び第3号から 第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき 6,500円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族 たる子」という。)については1人につき10,000円」とあ るのは「第2項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる 配偶者」という。)については10、000円、同項第2号に該 当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については 1人につき8、000円(職員に配偶者がない場合にあっては、 そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6 号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母 等」という。)については1人につき6、500円(職員に配偶 者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人につ いては9、000円)」と、同条第1項中「その旨」とあるのは 「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員 に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者 がないときは、その旨を含む。)」と、「(2) 扶養親族たる要件 を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第 3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日

以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠く に至った場合を除く。)」とあるのは

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)

により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)

と、同条第3項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手 当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げ る事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」と あるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは 「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族たる子 で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のない ものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶 養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる 父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配 偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののな いものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至っ た場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定 を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で 第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職 員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支 給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父 母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養 親族たる子で同項の規定による届出に係るもののないものが配偶 者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係 る扶養手当の支給額の改定」とする。

亀岡市一般職員の給与に関する条例の 一部を改正する条例案要綱

- 1 国の給与改定措置に準じ、本市一般職員の給与に関し、本給、 扶養手当及び勤勉手当の支給割合等について、次のとおり改正す ること。
 - (1) 本給の改正

世代間の給与配分の観点から、若年層に重点を置きながら給料表の給料月額を増額改定すること(改定率 平均0.19%)。

(2) 扶養手当の改正

扶養手当額について、次のとおりとすること。

		現行	平成29年度	平成30年度 以降
配偶者		13,000円 10,000円		6,500円
子		6,500円 8,000円		10,000円
配偶者及び子以外		6,500円	6,500円	6,500円
職員に配偶者が ない場合の1人	子	11,000円	10,000円	10,000円
目の扶養親族	子以外	11,000円	9,000円	6,500円

(3) 期末、勤勉手当の支給割合の改正

ア 平成28年12月支給の勤勉手当の支給割合を0.1月分 (再任用職員は、0.05月分)引き上げて、次のとおりと すること。

	現行	改正案	増減
(一般職員)	100分の80	100分の90	100分の10
(幹部職員)	100分の100	100分の110	100分の10
(再任用一般職員)	100分の37.5	100分の42.5	100分の5
(再任用幹部職員)	100分の47.5	100分の52.5	100分の5

イ 平成29年度の期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のと おりとすること。

	6月期	12月期	計	
期 末 手 当				
(一般職員)	100分の122.5	100分の137.5	100分の260	
(幹部職員)	100分の102.5	100分の117.5	100分の220	
(再任用一般職員)	100分の65	100分の80	100分の145	
(再任用幹部職員)	100分の55	100分の70	100分の125	
勤 勉 手 当				
(一般職員)	100分の85	100分の85	100分の170	
(幹部職員)	100分の105	100分の105	100分の210	
(再任用一般職員)	100分の40	100分の40	100分の80	
(再任用幹部職員)	100分の50	100分の50	100分の100	
合 計				
(一般職員)	100分の207.5	100分の222.5	100分の430	
(幹部職員)	100分の207.5	100分の222.5	100分の430	
(再任用一般職員)	100分の105	100分の120	100分の225	
(再任用幹部職員)	100分の105	100分の120	100分の225	

- 2 その他所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 4 この条例は、公布の日から施行し、平成28年12月1日から 適用すること。ただし、1の(1)の改正については、平成28年4 月1日から、1の(2)及び1の(3)のイの改正については、平成29 年4月1日から施行すること。